

Title	コンセンサスの構造
Sub Title	
Author	曾根, 泰教(Sone, Yasunori)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：法学部政治学関係 (1983. 10) ,p.285- 302
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000002-0285

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

コンセンサスの構造

曾根泰教

一	前
二	定
三	構
四	過
五	結
論	程
造	義
提	

一 前 提

「コンセンサス」概念について、コンセンサスはない⁽²⁾ という洒落は、あまり上質なものと言えそうにない。しかし、ジョヴァンニ・サルトーリ (Giovanni Sartori) は、アーヴィング・ホロウィッツ (Irving Horowitz) がコンセンサスと協力について「協力 (cooperation) は相違についての寛容性に関するものであり、一方、コンセンサスはこれらと同じ相違の廃止を要求するものである。……コンセンサスは統一の原理を主張することによりゲームの終了を予定し、一方、協力とはゲームの継続を予定しているゆえに、多元的なものである⁽¹⁾」と定義する時に、およそラテン語の原意から見て承服しがたいと反論する⁽²⁾。そもそもラテン語では、認識論的に言ってコンセンサス (consensus)

とは「合意」(feeling together)を意味し、他方、協力(cooperation)は、「協働」(working together)を表わすものであり、この二つの概念は異なる次元に属しているはずで、後者の概念は必ずしも前者を前提としているわけではない、コンセンサスが相違の廃止、統一、ゲームの終了を要求していると主張することは、全くいわれなきことであり、實際上、これらすべてのことは辞書的に誤っているとサルトリは断定する⁽³⁾。

確かに、サルトリの言うように、このような古典的概念を定義する時には、ラテン語やギリシア語の辞書を見るべきであるという意見は首肯しうるが、コンセンサスのような概念は、単に古典語の原意との相違だけではなく、現実的に見て実に多様な使われ方をしているのである。

時には、社会契約論者が用いる「同意」(consent)と区別なく使われたり、ある場合には、「国民的コンセンサスを求めて」といった表現が利用されたりする。また、それは最近とみに増加した、国連における「コンセンサス」⁽⁴⁾のような決定方式を指す場合もあるし、決定ルールである「全員一致」(unanimity rule)のかわりとして理解されることもある。社会学においては、「紛争理論」(conflict theory)に対比されるものとして、「コンセンサス理論」(consensus theory)が位置づけられる。またある特定の国や社会を、「コンセンサス社会」として、社会や集団の凝集性や安定性、同質性を指摘することも多い。それゆえ、社会学的には、「コンセンサスの概念とは、単に信条、態度、価値、規範、目的等についての合意に言及されるだけでなく、より広く、社会の相互依存とか、相互結合にも用いられる」⁽⁵⁾と定義されることもある。もっとも、政治学においても、「民主的政治体系の安定には、ある程度のコンセンサスの存在が要求される」ということが述べられることは多い。

最近では、それ以上に「コンセンサス型民主主義」⁽⁶⁾(Consensual Democracy)という表現も使われるようになってきた。とりわけ、今日、理論的、現実的に合意を求める動き、合意形成の方法の模索が多数登場してくるというこ

とは、ある意味でコンセンサスの概念の復活が数多く見られるということでもある。

しかし、この状況は、V・O・キー(V. O. Key, Jr.)の言うように、「要するに、『コンセンサス』という魔法の言葉は多くのパズルを解くが、その用語に正確な意味が与えられたことは、ほんとにまれである⁽⁷⁾」といえる。それゆえ、「コンセンサス」についてコンセンサスはない⁽⁸⁾と言わざるをえない。本稿では、日常的に使用されている概念の用法から、ある概念の「本質」を探り出すという方法はとらないが、少なくとも、ある視点からのコンセンサスの定義とその概念の分析を行なうことを目的とする。それが、すべてのコンセンサス概念の整理を可能にするか否かは決定的ではないとしても、その概念のもつ構造、意味の連関を明らかにすることができようであろう。そして、その定義から、コンセンサスから派生する問題点が何であるか見出すことはできるはずである。すなわち、少なくとも、コンセンサスとは、ある状態(社会契約論にあっては「自然状態」、現実的論議では参加当事者の意見の分布「状態」)を指すのか、コンセンサスは社会や集団の凝集性の結果として表われるのか、それともコンセンサスが原因となり凝集性が生まれるのか、あるいは、コンセンサスとは決定のためのルールであるのか、ルールではないとしても、慣用的な「決定方式」なのか、あるいは、「協調的合意」(amicable agreement)⁽⁸⁾のことなのか、それは「全員一致」と同じことなのか、異なるのかをまず確定しておく必要があるであろう。

- (1) Irving L. Horowitz, "Consensus, Conflict and Cooperation: A Sociological Inventory," *Social Forces*, (41) 1962, pp. 177-78.
- (2) Giovanni Sartori, "The Tower of Babel," Giovanni Sartori, Fred W. Riggs, and Henry Teune, *Tower of Babel: On the Definition and Analysis of Concepts in the Social Sciences, International Studies, Occasional Paper*, No. 6, (1975) p. 7.
- (3) *ibid.*, p. 8.
- (4) 最近、国連におけるコンセンサスの研究が数多く登場している。ただし、それは決定の「内容」についての合意をいい、意思決定の「方式」をいうのではないという斎藤鎮男説は本稿ではとらない。それは多数決のように憲章でいうところの正式の決定ルールとしては認められず、紳士協定、あるいは慣習的手続であるとしても、ひとつの手続が明確にされている「決定方式」には変わりが無い。それゆえ、コンセンサスに従

て合意(すなわち「決定」)がなされるのである。斉藤鎮男『国際連合の新しい潮流』(新有堂)四六頁参照のこと。この他にも、国連第三次海洋法会議をめぐってコンセンサスについての研究には、次のものがあろう。Barry Buzan, "Negotiating by Consensus: Developments in Technique at the United Nations Conference on the Law of the Sea," *American Journal of International Law*, 75(1981), No. 2, pp. 324-348. 栗林忠雄「国連第三次海洋法会議におけるコンセンサス方式の意義」、猪又忠徳「南北交渉におけるコンセンサス決定の意義」(すなわち『法学研究』五六巻三号一九八三年三頁)。

(5) P. H. Partridge, *Consent & Consensus* (London: Pall Mall Press, 1971), p. 75.

(6) Neil Elder, Alastair H. Thomas and David Arter, *The Consensual Democracies?: The Government and Politics of the Scandinavian States* (Oxford: Martin Robertson, 1982).

(7) V. O. Key, Jr., *Public Opinion and American Democracy* (New York: Knopf, 1961), p. 27.

(8) この用語法は次の研究を参照。Jürg Steiner and Robert H. Dorf, *A Theory of Political Decision Modes* (Chapel Hill, N.C.: University of North Carolina Press, 1980)。

二 定 義

一般的に、概念の定義を行なうということは、ある用語(word)により概念を明らかにしようとすることであるが、通常は言語は概念に一对一の対応はしていない。たとえば、「自由(freedom)」という用語は少なくとも、五種類の概念を表現しているということが分かったとすると、単に概念の定義のみではなく、概念の分析を必要とする。ここでは、哲学上、日常言語派が行なおうとしている言語の現実の使用法を記述(reportative or descriptive)しようとする立場や、定義されるもの「被定義語句」(definiendum)を、他の表現「定義語句」(definiens)で置きかえようとする「規約的」(stipulative)な方法であるとか、あるいは概念の定義により本質的意味をさまざまに出そうとする「本質主義」を追求しようとする立場をとるものでもない。むしろ、フェリックス・オッペンハイム(Felix E. Oppenheim)的な意味における「再構成派」(reconstructionism)に近い立場から、コンセンサスの概念の分析を行なおうとするも

のである。それゆえ、ここでは日常言語を使用するというものの、明瞭性を追求するに当たり、人工言語あるいは記号の使用をも排除するものではない。その明瞭性からは、単に概念の定義以上のものを明らかにし、同時に政治学の研究上の多くの視座を提供する可能性をもつのである。

ステイヴン・ルークス (Steven Lukes) の指摘する⁽²⁾ように、「権力」概念も、一次元的定義 (one-dimensional view) や「非決定」を含めた二次元的定義 (two-dimensional view) を見分け、さらにそこで不足しているアジェンダの意識的、無意識的なコントロールを含めて三次元的定義 (three-dimensional view) をめざすということは、単なる概念論争以上のものがあり、政治分析の視角そのものと抵触してくる。

そのことを考えれば、コンセンサスを考えるということは、単に概念の定義以上のものがその背後にあることは認めるが、ここでは全体の政治体系の中での政策決定過程の構成や権力の分布などとコンセンサスとの関係には触れず、もっぱら、ある集団、組織、委員会などにおける決定の際に発生するコンセンサスについてのみ言及することにする。

仮にコンセンサスを「合意」と考えてみても、個々人の合理的判断にもとづいて成立する一定の状態と見るのか、むしろ「共感」とも言うべき感情、あるいは集団における一体感や凝集性を強調するのでは、おのずから分析のアプローチとそこから得られる結論にも違いが出てくる。そして、この二つの立場は、通常は前者が方法論的個人主義 (methodological individualism)、後者が方法論的全体主義 (methodological holism) と結びつくことが多い。確かに、文化の特性の中で集団主義や社会や集団の凝集性を強調しようとする方向は、分析の単位をまず全体的集団におくことが多く、そのような方法のもつ欠陥と、文化主義的解釈の偏重については批判を加えてきた。ただし、逆に言って、方法論的個人主義に問題がないわけではない。たとえば、本稿も議論の基礎には、個々人の選好からあ

る集団の決定を導き出す場合にどのようなルールだと、いかなる結果が生ずるかを見るところ点では方法論的個人主義に依拠している。ただし、従来の社会的選択、あるいは集合的選択（決定と呼ばれる領域においては、あまりにも個人の選好を重視しすぎてきたといえる）。

確かに、方法論的には、各人の判断を出発点とする限りは、他人の判断に影響されない個人の選好によってしか、議論は進まないが、仮にその個人の判断が、社会の状態や他人の判断、反応を織り込みずみであるとしても、やはり個人の選好が社会的選択の途中で、変化しうる可能性を否定してしまうことには問題があろう。すなわち、伝統的民主主義が想定してきた、「討論」や「説得」が存在する理由は、明白に他人の選好の変化が期待されているからであろう。確かに、変化過程を含む社会的選択のダイナミック・モデルには必要以上の複雑性が伴い、元来社会的選択モデルが備えていた明晰性がそこなわれる可能性はある。この点に関しては、方法論的個人主義を方法論的体系主義⁽³⁾ (methodological systemism) に近づけることが一つの解決策であるともいえる。そうでないと、後述するように、コンセンサスの成立する可能性がきわめて少なくなってしまうからである。

ここではまず、通常に使用されているコンセンサスを最も厳格な条件で解釈して、文字通り「全員一致」が成立し、ある選択肢について、決定に参加する全員が同じ選好をもつ場合をまず考えてみたい。すなわち、この例を定義すると、「決定に参加するすべての構成員の選好順序が同じである時、この集団の社会的選択は全員一致で成立する」というようになる。これを記号式で書きかえると、次のようになる。

$$\forall x, y \in X : \forall i : xP_i y \rightarrow xPy$$

（ただし、 X を選択肢の集合、 x, y は選択肢 X の中に含まれる選択肢、 $\forall$ は全称記号、 P_i は個人の選好関係、 P は社会の選好関係である。この式は「弱パレート」⁽⁴⁾ と呼ばれる）

このような、すべての構成員の選好が同一のような例は、むしろ例外的であろう。この条件は、すべての人間の選好が全く同一である必要はなく、 x の方を y よりもすべての人が好むという条件であり、それゆえ、社会的選好は x を y より好むというきわめて当然のルールであっても、全員が一致する例はむしろ極端なケースと見た方がよいかもしれない。

この場合、複数の選択肢 $X = (x_1, x_2, \dots, x_n)$ を対象として、その中から選択を行なうか、あるいは、ある選択肢について、賛成、反対の選好(「弱順序関係」の場合には、賛成、反対、無差別の三種類)関係を考えるかで、若干異なるアプローチが必要になるが、結局のところは、基本的な構造は相似的であるといえる。⁽⁵⁾

そこで、まず、この「全員一致」の定義からすべての人の選好順序が同一の場合を考えてみると、たとえば最も簡単な二つの選択肢の例では、弱順序関係の時は、 ${}_xP_y, {}_xP_z, {}_xI_y$ の関係が「全員一致」の例として考えられる。これは、ある選択肢について、賛成、反対、棄権(無差別)と考えても同様に成立する関係である。「弱パレート」においては、会員が一致して選好関係を示す時、社会的選択が決まることを示してきたが(この場合では、 ${}_xP_y$ とその逆である ${}_yP_x$ も全員一致で社会的選択となる)、すべての個人の選好が無差別の場合には、同じく「パレート基準」によって、社会的選択は無差別になる。⁽⁶⁾

ここで、各個人が三つの態度をとると考えてみると、全員一致はどの程度の確率で発生するか、考えることができる。仮に n 人から成り立つ集団では、すべての選択の確率は、 $\frac{1}{3^n}$ で、それぞれ、 ${}_xP_y, {}_xP_z, {}_xI_y$ に各個人が等しく三分の一の確率で態度表明を行なうとすると、確率分布はそれぞれに、

$${}_xP_y = \frac{1}{3^n}, \quad {}_xP_z = \frac{1}{3^n}, \quad {}_xI_y = \frac{1}{3^n}$$

となる。そして、この三種を含めて、すべての選択の中での「全員一致」の発生する確率は、

$$p^* = \frac{1}{3^n} \cdot 3 = \frac{1}{3^{n-1}}$$

となる。そこで、選択肢(m)が三つ以上に増加した場合を考えると、さらに確率は低くなることが分かる。

$p^* = \frac{1}{m^n} \cdot n = \frac{1}{m^{n-1}}$ すなわち、全員が文字通り一致して選択が成立することは、成員の数が多くなり、選択肢の数が多くなることにより、きわめて例が少なくなることが分かる。

では、全員一致が成立しやすくなるためには、各個人のもつ選好の確率分布が変わる必要がある。すなわち、仮にすべての成員の確率が三分の一ずつではなく、ある選択肢に対して等しく確率1であれば、全員一致は容易に成立する。しかし、この場合一人でも反対する者がいるとすると、全員一致は成立しないことは、すでに指摘してきた。すなわち、百人中九十九人が賛成し、一人が反対する場合、この一人の選好が変化しやすいものなのかどうか知る必要がある。すなわち、この反対者のインテンシティ⁽⁷⁾(選好強度)が強いかどうかにより、全員一致の成立条件は変化する。この場合、他の九十九人の選択を見て、自己の選択を変える場合、集団の選択に対する個人の「反応係数」⁽⁸⁾($\alpha_{i,m}$)として考えることができる。逆に言えば、インテンシティが強く、どうしても自己の選択に固執して反対を続ける場合は、反応係数は1に近づき、集団の決定に同調することが少なくなり、全員一致は成立しなくなる⁽⁹⁾と仮定できる。

社会契約論において、なぜ全員一致が成立するのか、その根拠を不確実性(あるいは「無知のヴェール」)を中心に、稿を改めて論ずる必要があるが、現実の選択においては全員一致のルールの下での反対者の有利さは特に指摘しておく必要がある。すなわち、文字通りの「全員一致」原則の場合には、それに反対するある一人はきわ

めて有利な地位にあり、自己の選好をたえず、集団の決定と反対にし、逆の投票を行なうことができる (反応係数は0となり全員一致は成立しない)。もちろん、自己の元来の選好が集団の選択と一致する場合も考えられるが、この拒否権の行使には、誠実な投票者のみを想定する必要がなく、戦略的投票が可能であることから、全員一致を成立に終わらせることができる確率は、この個人の選好いかんであるので、確率は1となり、自分の判断をもつてのみ考えればよいのであるから、不確実性の存在はなくなってしまうのである。それゆえ、文字通りの「全員一致」は、それ自身、独立の性格をもち、他の決定ルールからは切りはなして論ずることが必要なのである。

- (1) Felix E. Oppenheim, *Political Concepts: A Reconstruction* (Chicago: University of Chicago Press, 1961).
- (2) Steven Lukes, *Power: A Radical View* (London: Macmillan Press, 1974).
- (3) Mario Bunge, "A Systemic Concept of Society: Beyond Individualism and Holism," *Theory and Decision*, 10 (1979), pp. 13-30.
- (4) Amartya K. Sen, *Collective Choice and Social Welfare* (San Francisco: Holden-Day Inc., 1970), p. 29.
- (5) x', z', w の三つの選択肢と考えると場合は、選好関係は、

$$\{x'P_w, wP_z, zP_x, x'P_z, zP_w, wP_x\}$$

の可能性があり、ある選択肢 w についての選好 x' 、賛成 (x')、反対 (z')、棄権 (無差別) の三つから成るとすれば、その関係は、

$$\{x'P_w, wP_z, zP_x\}$$

となり、単に選択肢の数の問題と考えることができる。

- (6) A. Sen, *op. cit.*, p. 21.
- (7) インテンシティについては拙稿「多数決原理とインテンシティ」、『法学研究』五二巻四号、一九七九年四月、三四—六〇頁。
- (8) この反応係数はインテンシティと逆比例する形で理解しうるが、インテンシティが強ければ、反応係数は通常低いと考えられるが、その逆のインテンシティが低ければ、無差別とはなりやすいが、反応係数が高いとは直接には仮定できない。

三 構 造

以上見てきたように、さまざまな制約条件があるにもかかわらず、「全員一致」のルールや、いわゆる「コンセン

「サス」の決定方式が存在する理由は、「全員一致」の概念それ自体が、異なる定義から成り立っているからであると思われる。たとえば、ブキャナンとタロック (James Buchanan, Gordon Tullock) は「規範としてのコンセンサス」を次のように考える。

われわれが展開することができてきた憲法に関する個人主義的な理論は、中心的な役割を、ある単一の意思決定ルール、すなわち一般的合意 (general consensus) あるいは全員一致 (unanimity) のルールに割り当てる。意思決定のための他のありべきルールは、全員一致ルールの変形として導入される。これらの変形を合理的に選択しうる理由は、それらが「より良い」共同決定を生み出す (それらは生み出さないであろう) ということではなくて、むしろ、結局、全員一致で決定に到達する場合に伴う費用のそれこそ重みが、「理想的な」ルールからのいくらかの乖離を命じているということである。⁽¹⁾

本論では、コンセンサスを理想とも規範とも考えてはいないが、ここで全員一致とほぼ同じ意味で使用されているコンセンサスの構造を知るためにも、再定義が必要となる。「少なくとも一人の反対者も存在しない時には、提案された議事は、全員一致により可決されるものとする」、あるいは国連の場合のように「公式にコンセンサス案として提案されればあえて異を唱えることはしない、というような性質の合意」は、さきに述べた、すべての人の選好関係が同一であるという全員一致とは異なる。すなわち、この場合、問題となるべき「一人の反対もない」「あえて異を唱えない」といったことの解釈が重要となる。この関係を考えるに際して、「パレート基準」はきわめて有効な根拠を与えてくれる。

一般的に「ある状態Aを他の状態A'と比較したとき、社会を構成するすべての個人が一致してAよりもA'をより満足なものと考えるならば、A'をAよりも社会的に好ましい状態と判断することができであろう」というパレー⁽²⁾

表 1 バレート基準によるコンセンサス(全員一致)

$\forall x, y \in X : \forall i : xP_i y \rightarrow xP_y$	(弱バレート)
$\forall x, y \in X : [(\exists i : xP_i y) \& (\forall j : xR_j y)] \rightarrow xP_y$	(強バレート)
$xP_1 y, xP_2 y, \dots, xP_{n-1} y, xP_n y \rightarrow xP_y$	(弱バレート)
$xP_1 y, xP_2 y, \dots, xP_{n-1} y, xI_n y \rightarrow xP_y$	
$xP_1 y, xP_2 y, \dots, xP_{n-1} y, xI_n y \rightarrow xP_y$	
$\vdots$	
$xP_1 y, xP_2 y, xI_3 y, \dots, xI_n y \rightarrow xP_y$	(強バレート)
$xP_1 y, xI_2 y, xI_3 y, \dots, xI_n y \rightarrow xP_y$	
$xI_1 y, xI_2 y, \dots, xI_n y \rightarrow xI_y$	

ト最適の考え方は、A・セン (Amartya K. Sen) によりもう少し違った規定がなされる。センは、(a) 社会におけるすべての者が、二つの社会状態の選択肢 x と y の間では無差別なら、社会の選択もまたこの二つの選択肢について無差別であるべきである。(b) 少なくとも一人の個人がはっきりと x を y よりも選好し、すべての個人が x を少なくとも y と同程度に良いと見なすなら、社会の選択は x よりも選好すべきである、と考える。特に重要なのは (b) であることを、さきに示したように記号式で書き直すと、次のようになる。

$$\forall x, y \in X : [(E_i : xP_i y) \& (A : xR_i y)] \rightarrow xP_y$$

ここに示された「強バレート」はいかなる意味をもつのか、さきに示した「弱バレート」との構造差を見ることが明らかになるであろう。表1に見るように、両者には明白な差が存在し、相当の変型パターンがある「強バレート」に対し、「弱バレート」は一つの特例と見ることもできるのである。すなわち、ここにおいて、両者の間に構造差を生じさせた、「無差別」(Indifference) の意味を再確認しておく必要があるわけである。

本来、経済学的な無差別とは、二つの選択肢の間の効用の差が無差別、すなわち同等である時に成立する概念である。無差別曲線に代表されるように、無差別な点の連続として表現される。「強バレート」の場合には、最も極端な時は、一人の人間の選好関係と、残り全員の無差別からもバレート基準は満たされることになるわけである。

しかし、現実的意味を少し考えてみると、この無差別という条件が厳密に適

用されていることは、それほど多いとはいえない。つまり、二つの選択肢の間の効用が無差別ないし、ある提案についての賛成、反対の効用が無差別になることは、通常は頻繁に起きるとはいえない。むしろ、反対者 (P_1 or P_2) が一人もいないということに、重点がおかれて現実的な処理はなされていると見なした方が理解しやすそうである。問題は、この場合の各個人の選好を対象としてこのコンセンサスの構造を分析するのか、各人の行動を対象にするのかで、結論に差は出てくる。それは、さきに述べたように、戦略的投票を認めて、選好と行動の差を理解することの他にも、各人の態度や行動 (すなわち、投票や選択表現) にも両者が一致しない場合を考えておく必要がある。ということは、実際上には、 $u(R_i, y) = (u(P_i, y) \text{ or } u(I, y))$ であると同時に、現実的行動としては、反対を唱えない (つまり、 P_i ではない) ことを知るには、「無差別」の範囲を拡張して考えることが必要となる。

すなわち、現実的行動として反対を唱えないこと、沈黙を守ることか、棄権をするとかが、個人の選好では「無差別」と一致しないときが考えられる。要するに、個人選好は P_i であるとしても、その選好にはあまり強く固執する必要がない場合 (インテンシティの低い場合) では、あえて、反対の意思表示をしないことがある。そうして見ると、形態的には、 P_i の表明がないのであるから、その選好は R_i として扱われることとなる。すなわち、前章で述べた集団の決定に対しての反応係数を用いれば、たとえば、過半数の者が賛成で、残りの者が反応係数が高ければ (たとえば 0.8 であれば)、決定がなされる確率は、偶数の場合 $\frac{n-1}{2}$ で、奇数の場合 $\frac{n-1}{2}$ となり、すでに見た全員一致の場合よりもきわめて高いことが分かる。

では、ここで一般の投票による多数決とこの反対者がいないことをもって成立するコンセンサスの方式とを比較してみると、どちらが可決されやすいかを考えてみることにする。まず、すでに見た表 1 の例におけるように、ほと

んどの者が無差別である場合を考えてみると、明らかに、無差別の者が過半数以上ある時には、多数決において多数者を統合する努力よりも少ない努力で可決される。すなわち、無差別の者を賛成に向けるための説得の努力を決定コストと仮定すると、多数決においては、無差別の者の数が $\frac{n}{2}$ であると、決定コストが、 $\frac{1}{2} \left(\frac{n}{2} - 1 \right)$ 、 $\frac{1}{2} \frac{n-1}{2}$ (それぞれ、 n が偶数、奇数のとき) 人についてかかってくるのである。すなわち、無差別の者が多くなればなるほど、多数決の場合には決定コストが大きくなるが、すでに見たコンセンサスの方式では、無差別の数には左右されず、賛成を表わす者が一人でもいる限り(ただし、反対者が一人でもないことが絶対の条件となる)、決定されるのである。

しかし、この決定構造において重要なことは、どれだけの人間が反対をしない、すなわち、形態的には無差別の態度をとるかということである。ここで、仮に反対者を無差別に説得するコストと、無差別の者を賛成に態度変更させるコストを同等と仮定する。このコンセンサス方式においては、無差別の者が何人存在しようとも、選好関係を表明する者が一人でも存在すれば成立するのであるから、無差別を賛成に向ける説得コストを考えること自体、無意味であるともいえるが、多数決との比較において便利であるので、このままの仮定を用いることにする。この仮定の下で、コンセンサスが成立するのは、当然のことながら、反対者が存在する場合には、その数に比例して決定コストは増加する。しかしながら、この場合も、説得コストは各メンバーのインテンシティの強さ(反応係数の低さ)に依存する。もし仮に、あまりインテンシティの強くない者が反対者の中に多い場合には、説得コストは少なくてすむ。たとえば、もし仮に、無差別から賛成へ回ることの抵抗よりも、反対から無差別へ変化させることの抵抗の方が少ないと条件を変えたと、この方式の全員一致は多数決よりも得られやすくなる。

しかし、この決定方式のもつ欠点も明らかに存在する。それは、通常全員一致の場合と同様に、強く反対する個人がいる限り、決定はなしえないか、否決されることになる。すなわち、各個人は拒否権が与えられていることと

同じである。ただし、この場合は、強い反対者でない時には、個人の態度変更があることを、ある程度想定していることが特徴である。それゆえ、このコンセンサスが成立するには、現実の場、あるいは政治的決定の場では、通常の無差別よりも、より広い範囲で、無差別と見なされる行動、態度の存在があることが重要となる。そして問題となることは、その「無差別」の幅、換言すれば、許容範囲とはどの程度かを知る必要が生ずるのである。

- (1) James M. Buchanan and Gordon Tullock, *The Calculus of Consent* (Ann Arbor: University of Michigan Press, 1962) p. 96 宇田川璋仁監訳『公共選択の理論』東洋経済新報社、一九七九年、一一〇頁。
- (2) 大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典——第二版』岩波書店、一九七九年、一一〇五頁。
- (3) Amartya K. Sen, *Collective Choice and Social Welfare* (San Francisco: Holden-Day Inc., 1970), p. 21.

四 過 程

すでに見てきた、「強パレート」の基準に基づくコンセンサスによる決定方式は、いくつかの特徴をもつが、それが説得、討論、根まわし等の現実の政治過程を想定している点が重要な要素である。すべての人の意見が一致するというよりも、反対者の不存在が鍵となるということは、反対者がいる場合に、いかなる説得、妥協が可能かといった問題と関連する。きわめて強く反対する者がいる場合に、討論や説得で、この人達の選好を変えることが容易であるとは、ひと口ではいえない。むしろ、妥協や取引という方が、反対をやわらげる方法としては現実的に採用されることが多いともいえそうである。それゆえ、反対運動は獲得する利益を増大させるためには、たとえ最終的には妥協を考えていても、反対は「一見して、強硬な方が効果があることが多い。これは、何も全員一致でなくとも、多数決においても当てはまることであるが、全員一致の場合は、反対者が存在する限り決定はなしえないのであるから、反対する少数者の立場はより強いものになる。

また、その場合、必ずしも反対者が賛成に回る必要はなく、無差別の選好に移ってくれば、「強パレート」基準に基づくコンセンサスは成立する。現実的には、棄権、あるいは沈黙を守る、あえて異を唱えないという態度、行動であれば、賛成でなくとも、反対ではないと見なされるわけであるから、比較的条件はのみやすく、妥協は成立しやすいかもしれない。もちろん、この時にも各個人のインテンシティがどのくらい強いかが、一つの判断基準になる。一般に強固な反対者が、棄権ないし、沈黙することは少ないと考えられるから、この決定方法は、決定的に対立の激しい場合には有効であるとはいえない。

しかし、反対者のもつインテンシティがそれほど強くない場合には、これら反対者に無差別の選好、あるいは現実的にはもう少しゆるい条件の棄権、沈黙などの態度に変わってもらうことは、それほど困難なことではない。すなわち、ここに説得や討論の価値があるわけであるし、コンセンサスの成立する根拠があるわけである。

すでに論じたように、無差別の者が多い時には、投票による多数決よりも、決定コストがかからなくて成立することを示してきた。この点では、ブキャナンとタロックの用いる仮定は、あまりにも一般的であり、時には多数決とコンセンサスによる全員一致にかかるコストでは地位の逆転もありうる例として考えることができるのである。⁽¹⁾

しかし、このようなコンセンサスによる全員一致が成立するためには、当然のことながら、説得がどのくらい功を奏するかという点の他に、その決定に参加する各構成員の選好が、対立的でないか、あるいは分裂していないかも知っておく必要がある。

経済学におけるクラブ理論の欠陥が、所詮は、全員一致が成立しやすい同質的な者の集合体から成り、異質な者の排除によって成り立っているとすれば、このコンセンサスの方式にも、同様の欠陥があるといえる。しかし、同質的な文化や価値を共有する場合、あるいは凝集的な集団にのみコンセンサスが成立すると考えるなら、国際社会

におけるように利害対立が明白な状況下でのコンセンサス方式の採用は、どのように考えたらよいのであろうか。むしろ、いざとなれば、反対に回ることにより実質的拒否権を各人が行使するということを担保として、それが妥協しうる範囲を相互に求めるという方向に説得と討論が向かえば、この決定方式が機能しうる条件がある。

ここにおいては、この決定方式と多数決をはじめとする他の決定ルールとの比較は他で論じているので、触れなかったし、全員一致のもつ問題点自身を独立に論ずることは別の機会に譲りたいが、ここでの議論はコンセンサスの概念の定義と、その二つの定義から成る決定ルールとしての全員一致のもつ構造を明らかにすることが中心であった。それゆえ、現実の過程への注目も理論的なものとどまり、現実の経験的データの分析を行なうという作業もしていない。しかし、この概念の定義は、経験的事象を理解する上に有用なものとなるはずである。すなわち、通常、価値、信条、意見などにおいて、ある社会や集団においてコンセンサスがあると言う場合には、いかなる意味なのか、この概念を用いれば明らかにさる。意見分布の自然状態において、「弱パレート」すなわち全員が同じ考え、選好関係をもつという意味では普通の場合考えられないとすれば、それが、「コンセンサス」の幅の範囲に含まれるものなのか、さらに説得努力を要する、「コンセンサスを求めなければならない状態」なのかも区別がつくであろう。言うまでもなく、決定のルールとして、ある基準（弱パレート、強パレート）を満たせば、決定が成立するという意味を中心として本論はコンセンサスを扱ってきた。

ここでは、文化的条件を用いて、コンセンサスの成立しやすい社会であるとか、決定における社会的拘束要因の社会による強弱の差については触れてこなかった。⁽⁴⁾むしろ、普遍的なコンセンサス概念の構造への注目を中心として、いかなる現実的条件がそろえば、スタイナーが言うところの「協調的合意」が成立するかといった問題は扱っ

ではない。もちろん、このような経験分析がさらに進められるべきであるということを確認するのにやぶさかではないが、日常あいまいに使用されている「コンセンサス」の概念定義と、その概念のもつ構造分析は、経験分析の出発点となるという考えから議論を限定したわけである。

- (1) James M. Buchanan and Gordon Tullock, *The Calculus of Consent* (Ann Arbor: University of Michigan, 1962), p. 63-64 宇田川璋仁監訳『公共選択の理論』東洋経済新報社、一九七九年、七三—九六頁。
- (2) Dennis C. Mueller, *Public Choice* (Cambridge: Cambridge University Press, 1979), pp. 129-142.
- (3) 拙稿「決定ルールの構成原理」『法学研究』五二巻八号、一九七九年八月。
- (4) 文化的要素についての強調についての批判は、拙稿「日本——満場一致社会」説の虚構」(『東洋経済近代経済学シリーズ五七』一九八一年七月一〇日、また、本論の中心的テーマは、この論文の中ですでに触れている。

五 結 論

全員一致およびコンセンサスの定義を行なうと、文字通りの全員の選好順序の一致から、反対者の不存在という条件でコンセンサスが成立するという「強パレート」基準を満たす、もう一つの全員一致原則があり、この両者の間には、さまざまなパターンがあることが分かった。その成立の根拠が、経済学的に見ると「無差別」であるが、それはすでに見たように論理式の形の上での変化に見られるのと同時に、そのさまざまなパターンは現実の過程においては、さらに多様な広がりをもつ。すなわち、「無差別」の概念がある幅をもったものへと拡張すると、理論的に見て決定過程における「沈黙」や「棄権」の意味がもう少し明瞭になる。つまり、現実的過程におけるコンセンサス成立の関係が、さらに明らかになる。そして、ある意味で、民主主義が前提としてきた「説得」や「討論」は、この選好パターンの変化を促進する作用をもっているといえる。

今日、コンセンサスが再認識され、再び合意形成の方法が模索されている時代であるとすれば、コンセンサス概念の再定義それ自身にも意味があるであろう。すなわち、社会契約論ではなく通常の現実的決定の場においては、「自然状態」として意見の分布が「全員一致」となることを考えるのはむずかしい。それゆえ、何らかの合意形成のための努力がなされるわけであり、それは討論における説得から、政策決定過程への有力集団、利害関係者の参加を含む「多極共存型民主主義」や「コーポラティズム」など多様な途⁽¹⁾が模索されている。しかし、厳密に言う⁽¹⁾と、正式な決定ルールとして決定の際に使用される「全員一致」「コンセンサス」の方式と、単にあること⁽¹⁾がらについて了解をとりつけることでは、その意味にも成立の可能性にも差異がある。たとえば、最近国連で使用される「コンセンサス」が多数決のように正式なルールとは言えない「紳士協定」であるとしても、物を決めるための「決定方式」であることには変わりはない。ただし、この国連方式を含む多くのコンセンサスが投票に付さないでなされるのは、それなりの意味がある。すなわち、構造的に見て一人の反対があっても決定は成立しないという脆弱な基盤をもつコンセンサスによる全員一致は、特に強い反対がある場合を除き、インテンシティの低い反対者があえて異を唱えることをしにくくすることを慣行の中に盛り込んで現実的処理を行なっている。また、すでに見たように「無差別」の存在は、複雑性とあいまい性を残すことになる。しかし、それがあがるゆえに現実的に機能する要件となれば、概念の明確化によりあいまい性の除去を計るということは、コンセンサスを生みにくくするという皮肉な結果になるかもしれない。

(1) この問題については、コンセンサスとの関連においてではないが、すでに論じているので、その論文を参照いただきたい。拙稿「多元民主主義論と現代国家」(日本政治学会編『年報政治学——現代国家の位相と理論』岩波書店、一九八二年、一一七—一四九頁。